紛争解決は３つの機能の中の１つの大きな柱

○WTOは以下３つの機能を果たし、多国間貿易体制の維持・強化を担う国際機関。紛争解決は３つの機能の中の１つの大きな柱。

①多国間交渉による市場アクセス・貿易ルールの改善（交渉機能）
②多国間による監視体制による保護主義的措置の抑止（監視機能）
③準司法的手続による貿易紛争の解決（紛争解決）

交渉機能

市場アクセス・貿易ルールの改善

- ✓ **ラウンド交渉**
  全加盟国による自由化交渉
- ✓ **プルリ交渉**
  一部の有志国による個別ルール・分野ごとの交渉

監視機能

多国間の監視による保護主義的措置の抑止

- ✓ TPRB(貿易政策検討機関)
- ✓ AD（アンチ・ダンピング）委員会
- ✓ 補助金委員会
- ✓ TBT（貿易の技術的障害）委員会　等

紛争解決

WTO紛争解決手続による貿易紛争の解決

- ✓ 二国間の貿易紛争を政治化させることなく、中立的な司法的手続により解決
- ✓ パネル（小委員会）・上級委員会の二審制による判断

WTO紛争解決手続の活用―制度の概要

- WTO紛争解決手続は、WTO協定に不整合と考えられる他国の通商措置について、**国家間の裁判のような手続で解決を求める**ことができる仕組み。
- 企業・業界は、**政府を通じて、他国の不公正な通商措置の是正を求めることができる**。
- 現在、最終審の**上級委員会が機能停止**　⇒紛争解決手続は岐路にある。

問題措置の発生

二国間でのWTO各委員会の活用

※上級委機能停止中
＝「上級委問題」

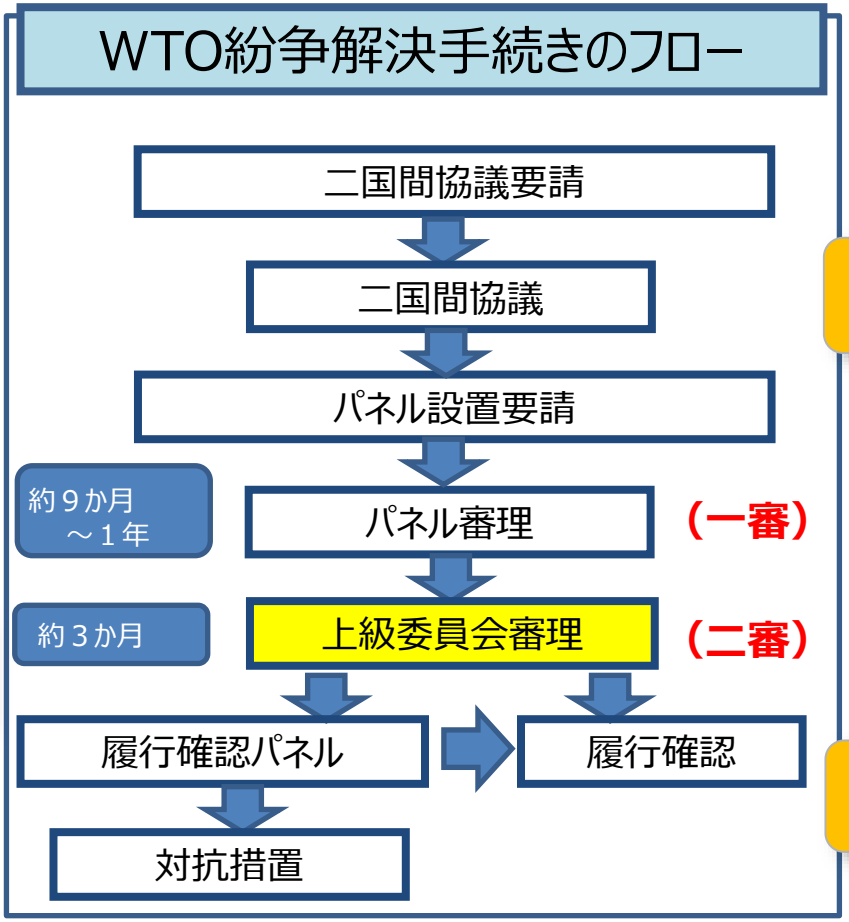

約半数が協議段階で解決

勧告の履行率は高い

日本によるＷＴＯ紛争解決手続の最近の活用例

○新興国を中心に国内産業保護・競争力強化等を標榜した保護主義措置が拡大。新規市場のビジネス環境に悪影響を及ぼし、自由貿易体制への信頼を損なうもの。
○これに対し、紛争解決手続の積極的活用を通じ、①保護主義的政策の抑止、②先例蓄積を通じた通商ルール形成・多角的貿易体制の補完、③他国への類似措置の拡散防止、等を図る。

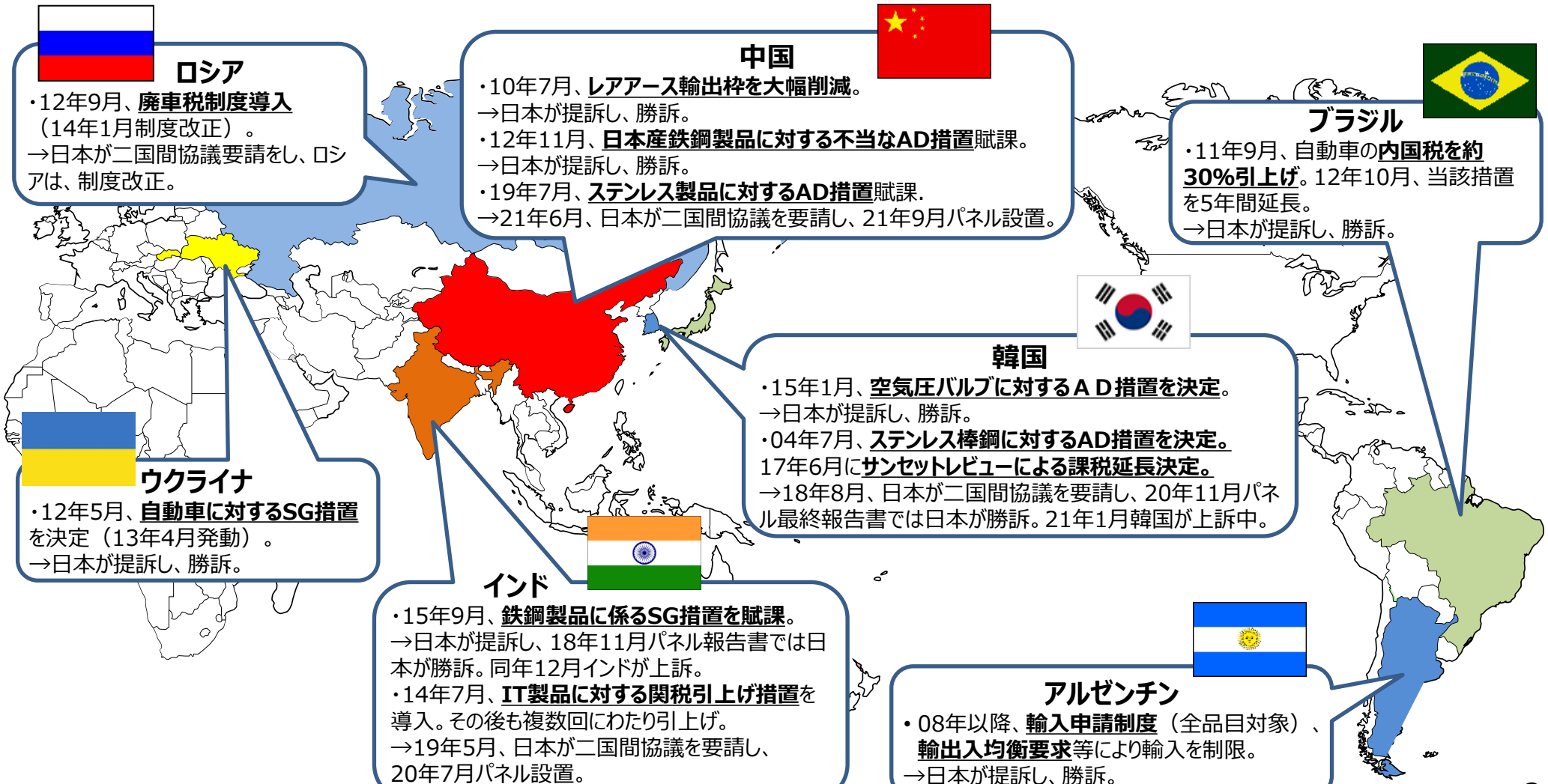

ロシア

・12年9月、**廃車税制度導入**（14年1月制度改正）。
→日本が二国間協議要請をし、ロシアは、制度改正。

中国

・10年7月、**レアアース輸出枠を大幅削減**。
→日本が提訴し、勝訴。
・12年11月、**日本産鉄鋼製品に対する不当なAD措置**賦課。
→日本が提訴し、勝訴。
・19年7月、**ステンレス製品に対するAD措置**賦課.
→21年6月、日本が二国間協議を要請し、21年9月パネル設置。

ブラジル

・11年9月、自動車の**内国税を約30%引上げ**。12年10月、当該措置を5年間延長。
→日本が提訴し、勝訴。

韓国

・15年1月、**空気圧バルブに対するＡＤ措置を決定**。
→日本が提訴し、勝訴。
・04年7月、**ステンレス棒鋼に対するAD措置を決定。**
17年6月に**サンセットレビューによる課税延長決定。**
→18年8月、日本が二国間協議を要請し、20年11月パネル最終報告書では日本が勝訴。21年1月韓国が上訴中。

ウクライナ

・12年5月、**自動車に対するSG措置**を決定（13年4月発動）。
→日本が提訴し、勝訴。

インド

・15年9月、**鉄鋼製品に係るSG措置を賦課**。
→日本が提訴し、18年11月パネル報告書では日本が勝訴。同年12月インドが上訴。
・14年7月、**IT製品に対する関税引上げ措置**を導入。その後も複数回にわたり引上げ。
→19年5月、日本が二国間協議を要請し、20年7月パネル設置。

アルゼンチン

・08年以降、**輸入申請制度**（全品目対象）、**輸出入均衡要求**等により輸入を制限。
→日本が提訴し、勝訴。

WTO紛争解決システムの利用件数

- 世界の二国間貿易紛争は、WTOパネルの設置前に大半が解決している。
- 2023年1月末までに二国間協議要請があった616件のうち、276件がパネルの判断を待たずに解決されている。

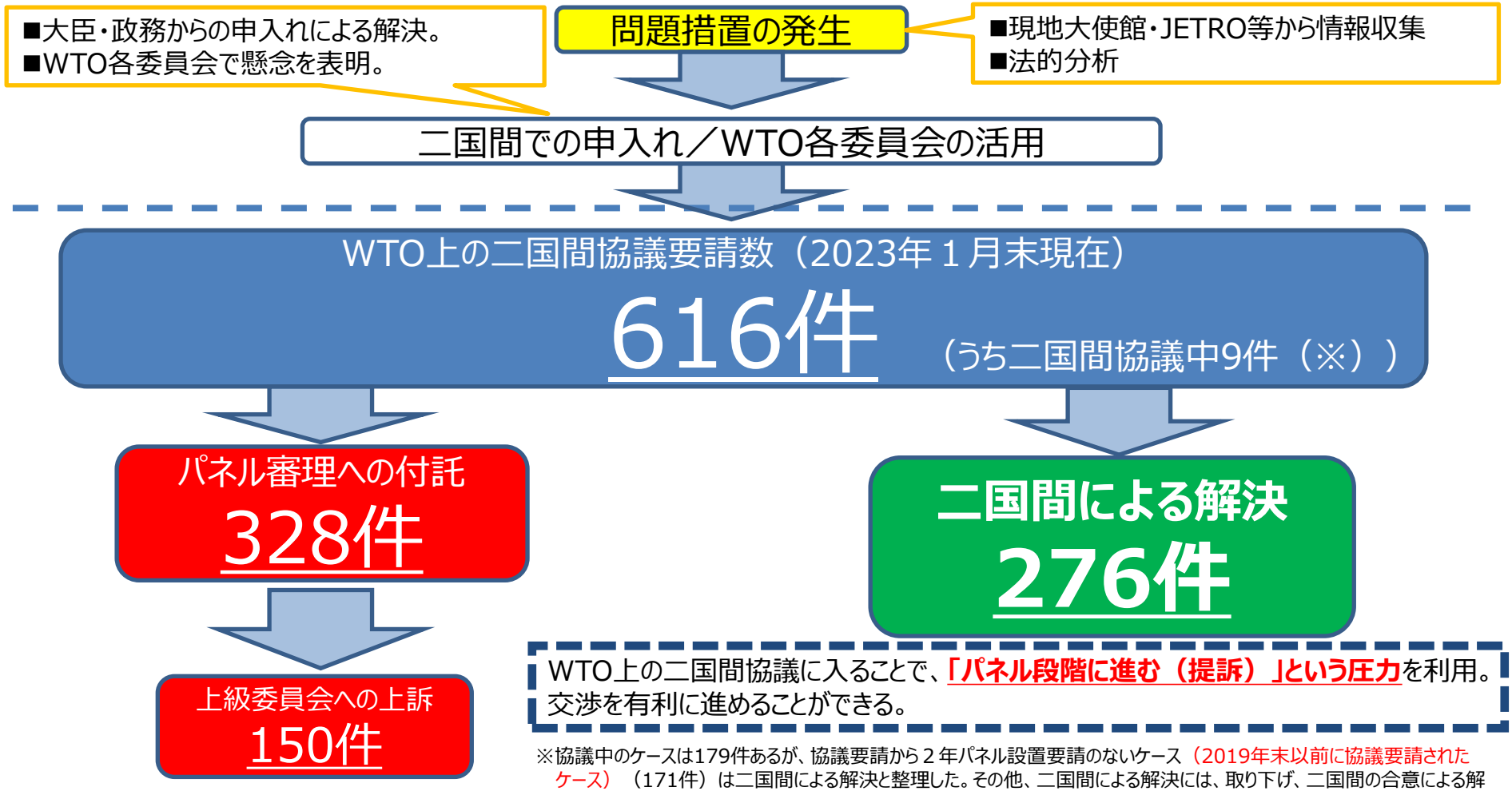

※協議中のケースは179件あるが、協議要請から２年パネル設置要請のないケース（2019年末以前に協議要請されたケース）（171件）は二国間による解決と整理した。その他、二国間による解決には、取り下げ、二国間の合意による解決（104件）が含まれる。

（参考）各国のＷＴＯ紛争解決手続利用状況

- 二国間協議要請・被要請を合わせて、ＤＳ利用件数の上位は米国、EU、中国、カナダ。
- 途上国（ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、インド等）も、積極的にＤＳを活用。
- 近年、要請・被要請とも、中国関連の事案が増加している。

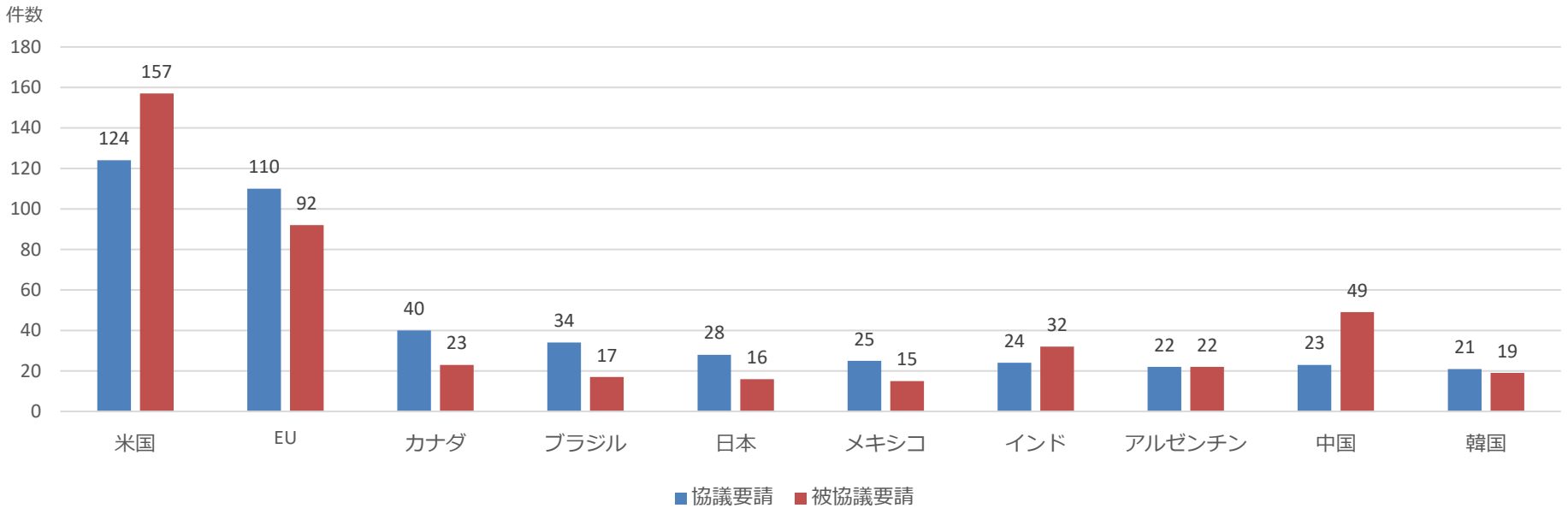

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
要請	1	2	1	1	2	1	0	2	0	1	0	0	0	2	0	1	0	3	2	0	2	2	0	2	1	1	1	0	**28**
被要請	4	4	3	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	**16**

（参考）外国政府による不公正な貿易措置に関する相談窓口

- 経済産業省では、国際ルールに照らして問題となる外国政府の貿易政策・措置により問題に直面している企業・事業者を対象に相談窓口を設置しています。
- 下記宛先までお気軽にご相談ください。

経済産業省 通商政策局 通商機構部 国際経済紛争対策室

○ 連絡先 ：【E-mail】bzl-wto-soudan@meti.go.jp
【TEL】03-3580-6596 【FAX】03-3501-1450

○ 関連ウェブサイト：

（通商政策、WTO）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/index.html

（不公正貿易報告書）
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2022/index.html